

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【14】」

2. 日時：令和2年6月18日 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官※、石井主任安全審査官※、井上主任安全審査官、永井主任安全審査官※、藤原主任安全審査官※、松野安全審査専門職※、立元審査チーム員、府川審査チーム員、杉原技術参与※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他20名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、十分な事実確認ができなかったことから、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○基準津波の記載について、基準津波が防護設計の段階で変更されるような記載があるので適正化を行うこと。また、基準津波の時刻歴波形について、敷地への影響が最も大きい場合のパラメータを用いて策定したものであることを示すこと等により、申請書に記載する基準津波の時刻歴波形の位置づけを整理すること。

○トリガーを設定するための波源の選定から評価に用いるパラメータの選定、トリガー設定値の決定に至る一連の評価プロセスについて、結論のみならず、審議の経緯等が明確になるよう記載すること。また、設工認において警報無し津波に対する津波防護対策の妥当性を確認するための入力津波の策定について、設置変更許可において策定しないこと理由、妥当性等について追記するとともに、どのような方針、手法により入力津波を策定するのかについて追記すること。

○構外潮位観測については、津波防護対策を行うために必須なものなのか、安全性向上の観点から津波防護対策に追加する自主的な対応のためのものなのかが不明確である。位置づけを整理すること。

○構内の潮位計については、潮位計本体のみを申請対象とするのか、潮位観測を行うために構成される電源等を含めたシステムとして申請対象とするのか、申請上の定義があいまいである。整理して明確にすること。なお、審査資料全般においても、申請上の定義に関して同様のあいまいさが散見されることから、構内潮位計以外の

- 設備等についても、同様の整理を行い、それらの申請上の定義を明確にすること。
- 設置許可基準規則への適合性に関する説明について、第12条及び第26条に関する説明は、これまでの説明と整合しないため、審査会合での議論を踏まえた内容とすること。
 - 津波防護の基本方針について、運用に係る記載が不十分であることから記載を充実させること。
 - 申請書添付書類3、4、4及び11に記載されている内容については、これまで説明されていないことから、今後、説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【「津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に関する補足説明資料」の構成について】
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【「津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に関する補足説明資料」の修正箇所について】
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【高浜発電所 1～4号炉津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について<補足説明資料>】

以上